郷中教育の完成 (上)

安 藤 保

(平成四年十月十五日

受理)

The Accomplishment of Gōjyū-Kyōiku
(A Traditional System of Education in SATHUMA-HAN)

Tamotsu Ando

、問題の所在

、斉興晩期の文武の振興策と郷中の実態(以上本巻)

三、斉彬期の文武振興の基本姿勢(以下次巻)

、城下・外城における文武振興の実態

五、むすび

、問題の所在

山を駆け回ることに代表される身体の鍛練を事とし、その合間に学咄と名付野山を懸行申候、間々には手習学文弓兵法仕候事」と、野右衛門の日記に、「正月より十二月廿九日迄一日も無滞、夜白二才は重要な役割を果たしていたが、武士としての精神修養としての面は重要な役割を果たしていたが、武士としての精神修養としての面近世初頭から武士の二才共による集団行動は、身体の鍛練として近世初頭から武士の二才共による集団行動は、身体の鍛練として

とにより窺われよう。対する学文の奨励、風俗の立ち直りを命ずる法令が出されているこ文等を習うとあること、また、歴代の藩主により、繰り返し若者に

武館を建て藩校による教育を進めた。度々発布し、急進的な「都化政策」を展開すると共に、造士館・演特に、島津重豪は、二才の粗野な身なりや行動に関する矯正令を

まり、彼の在世中には変化することはなかった。教育の基本方針は、藩主を退いた後も保持し続けた強力な影響力に教育を重視すると共に、封建的支配関係、および家族関係を利用し教育を否定し、藩校を中心とした封建的官僚養成を頂点とする官的教育のと、藩校を中心とした対建的官僚養成を頂点とする官が、進帯の大学を表表して、二才の集団行動を中心とする伝統

間も含めてはいるが、重豪の治世期に完成するとされていた。また、

従来、郷中教育は、藩主の期間だけではなく影響力を保持する期

る。 島津斉彬襲封前後の郷中教育はつぎのようであると理解されてい

真に遺憾なく発揮したのである」とされている。 維新の皇謨に身を挺して翼賛し奉り、 違し、 省せられ或は改正せられたことは、郷中それ自身の充実整備を意味 るのであり、その結果、「斉彬公の時代に至って、郷中掟が或は反 進し忠孝を奨励し、此の約に悖ることのなきやう強く覚悟せしめた。 語らずの決意を促がし、更に各自に誓文を上らしめ、専ら文武に精 の文武の修行、 と誤信する悪風が流行横溢し、之をそのままに放置することが許さ するのであって、 絶ったのである。これにより士風は大いに改まるに至った」とされ 而して之に背くものは郷中の二才たることを拒絶し、知友の交誼を めて親しく教戒せしめ、苟も礼に叶はざれば行はず義に中らざれば た各郷中に於ては、 の庶士を会して、親しく其の趣旨を解説し厳重に訓戒を加えた。ま りを命じた。これにより、「此の令が布達されるや、各組頭は配下 条」や「城下士風矯正の諭達」を出し、諸役人の執務の心得、 れなくなった」としており、そのため、斉彬は襲封後すぐさま「訓 の状況を「郷中の二才たちの間には、暴慢無礼を働いて剛気と心得 松本彦三郎氏は、 喧嘩抗争を為して勇猛と見誤り、粗傲不遜の言行を以て士風 **儕儕たる多士彬彬として輩出し、** 士以外の庶民にたいして家業の出精、 郷中教育は、此の公の時代に於て最も絢爛たる花 人物を選抜し、時時席を設け、 著書 『郷中教育の研究』 皇国教育としての大成果を、 藩公を中心に、 において、 子弟をそこに集 風俗の立ち直 斉彬襲封前 打挙って、 諸士

訓諭等によりそれが改まり、特に、郷中に関しては、訓諭の趣旨にすなわち、斉彬襲封前の士風の衰えを指摘し、斉彬の襲封後の諸

治維新を推進した人材を生み出した理由であるとするのである。応じて「郷中掟」も改正され、充実した活動が展開されたことが

- 出の時は、二才が責任をもって監督引率に当たる。 1 争闘喧嘩の防止に力めた。このため、各郷中とも稚児など外
- 経への精通、軍書の輪読等を内容とした。 家庭における「日新公のいろは歌」等の暗唱、二才の四書五2 読書習字の風が盛んになって来た。これは、稚児の早朝の素読、
- 武術の稽古、郷中での運動による身体の鍛練。

3

「幣立」等による胆力の養成。

4

「詮議」による判断力の養成。

5

して義絶が宣告される。これらの処罰は、先輩・藩吏等を煩由を吟味して程度に応じ厳格な処罰を行ない、最後の処分と6 自治制裁の厳。長上の命に服さず、また掟に背く者へは、理

わさず、自治的制裁が行われた。

があり、式日、式夜の行事が定められていた。これらの事柄を実践するために、稚児・二才それぞれに所定の日課

て出てくるか、または調えられたと理解しているのである。教育の内容として知られる多くが、斉彬期の郷中の刷新を契機とし以上のように、『鹿児島県教育史』では、いわゆる典型的な郷中

戦前の研究に留まらず、以後も踏襲されている。郷中教育の研究に関し、このように、斉彬期を重視する論法は、

『鹿児島市史』では、重豪の文化政策、造士館の創設による指導者の養成と、郷中教育の弊害の緩和を図らせた政策も十分な成果を者の養成と、郷中教育の対方の成果が上がったとし、それが維新期におごとに生かされていることがわかる」と、斉彬襲封前の教育政策はごとに生かされていることがわかる」と、斉彬襲封前の教育政策はごとに生かされていることがわかる」と、斉彬襲封前の教育政策はが果をあげえなかったが、斉彬期の教育改革に努力した。教育関係ではが出来をあげえなかったが、斉彬期の教育改革に努力した。教育関係では成果をあげえなかったが、斉彬期の教育改革により、造士館教育と藩校における人材輩出の一理由であることを示唆する。

えられる。郷中に教育的・政治的意義が付与されたのは、この時で政治的方向性が与えられ、薩摩藩は明治維新の推進力たりえたと考として活性化したといえる。斉彬によって郷中の党派化、朋党化は級武士層を政治的に活用した。人材を養成し、郷中を相互研修の場このことは、『郷中教育の歴史』で、原口泉氏が、「島津斉彬は下

育に対する手放しでの賛辞が与えられているのである。の精華」の章が設けられていることからでも分かるように、郷中教明確に指摘している。さらに、『薩摩の郷中教育』では、「郷中教育ある」と、郷中教育の歴史における斉彬期の意義と、役割について

微の状況、あるいは「郷中教育」の実態について明らかにする必要 図が、そのまま実態として現出していると理解しているように思わ 中掟として知られている「下荒田郷中掟」に、「郷中の完備した姿」 があるのであるが、これについては具体的には触れられていない。 彬期の施策との違いを明確にすると共に、指摘されている士風の衰 然のことながら、襲封直前の士風・風俗等に対する藩の施策と、 ことになる。しかし、 うに、郷中教育は重豪期に成立すると従来されている。この立場の である。例えば、筆者はこの論の立場を取らないが、先に触れたよ た「郷中教育の改革」として評価することに視点が置かれているた はあるが、問題意識として欠如している面を指摘することができる。 する時、先行研究に共通する傾向と、そこから当然出てくることで れる。云うまでもなく、 あるべきである」という、 を見ているために、法令・掟の、「こうあってほしい」とか、「こう 度士風の衰微をきたし、 論では、高い評価の与えられる郷中教育が重豪期に成立した後、 めに、斉彬襲封前の状況について十分な検討がなされていないこと 以上のように、斉彬襲封前後の郷中教育に触れた先行研究を整理 第二には、斉彬期に出された訓諭等の法令の趣旨を汲み入れた郷 第一は、斉彬期を「郷中教育の完成期」とし、また、成功を収め 斉彬期の改革の成果を高く評価するには、 法令・掟の内容と現実の間には、 斉彬期に士風の立て直しがなされるという 法令の発布者、 あるいは掟の制定者の意 程度の差 斉 当

云っていることは、その意味で注目される。といろいろであるが、隔たりがあるべき姿について次のようにのためには、斉彬期の郷中における稚児・二才の実態を検討することが必須であろう。また、「郷中教育の完成」により、何が徹底され、とが必須であろう。また、「郷中教育の完成」により、何が徹底され、とが必須であるが、隔たりがあると解釈しなければならない。そはいろいろであるが、隔たりがあると解釈しなければならない。そ

目ニ触候時ハ、衆勇奮撃ノ品相用可然哉之事 日ニ触候時ハ、衆勇奮撃ノ品相用可然哉之事 に対し、上下信義ヲ不失、義ヲ見テ利ヲ忘レ、礼儀廉恥度易簡ニシテ、上下信義ヲ不失、義ヲ見テ利ヲ忘レ、礼儀廉恥度易簡ニシテ、上下信義ヲ不失、義ヲ見テ利ヲ忘レ、礼儀廉恥とヨリ一度令ヲ降候儀ハ、端々末々迄モ信服イタシ、万事ノ制

業も、 武士の意識に影響を与え、それは郷中教育にも影響を与えざるをえ 座にあった後、 材の源となっているとの理解がなされている。 していることが知られるからである。 うのであり、 立すれば、博学多才の武士は沢山は必要ではないのではないかと云 第三には、斉彬期の郷中教育の結果が、直接維新期に輩出する人 すなわち、 縮小、廃止されることも多かった。このような藩政の変化は、 その次の史料と合わせ見れば、 命令が下れば、それを遵守して実行するとの士風を確 薩摩藩の政情は大きく変わり、 忠勇の兵の養成を意図 斉彬の着手した諸事 八年間斉彬が藩主の

付けることは、短絡した論理との譏りを免れないであろう。したかの検討を抜きにして、斉彬期の郷中教育を人材の輩出と結びた郷中教育が、厳密な意味で、人材の養成にどのような役割を果た

城下・外城における文武振興の実態、について検討する。武の振興策と郷中の実態、二、斉彬期の文武振興の基本姿勢、三、彦や料を考察することにより、初めて郷中教育の真実に迫ることが諸史料を考察することにより、初めて郷中教育の真実に迫ることが諸大研究を、右のように批判的に見、指摘した視点から関係する

二、斉興晩期の文武の振興策と郷中の実態

請書の提出がもとめられていることにも現れている。 俗の矯正令が相次いで発せられており、その徹底の意思は、 されていることが知られる。 保ノ度相達候趣」とあることから、文武芸術の奨励が文政期にも出 が少なくなったことは注目される。「文武芸術ノ儀ニ付、 だ、理由は分からないが、 しかし、このような達がどのように守られたかは判然としない。 初期は重豪の政務介助の下に、文武の奨励、 牲者を出した末、文化六年藩主の座を斉興へ譲った。斉興の治世の 換を図ったが、重豪の逆鱗に触れ「文化朋党事件」による多数の す天保度のものとほぼ同様なものだったのではなかろうか。 島津斉宣は、 樺山主税・秩父太郎を登用して重豪の政策の方向 文化期を境として同様の内容を持つ達等 文政度の史料は末見であるが、 諸士の容貌・言語 文政・天 血 た

レモ御奉公一廉御用立候様之心得ニテ師業可有之候、依之稽古モ天保七申年文武芸術ノ儀平常ニ相替候儀ハ勿論ノ事ニ候へ共、何

なかったであろう。

斉彬期の郷中教育の推移と、斉彬期に形作られ

候趣弥以テ不怠、頭支配ニテモ油断無之世話可致候、実意ニ出精、且今日ノ形勢ヲ以テ習候ハ専要ノ義ニ候、毎々相達

別段達書覚

要ノ事ニ候、依之先年相達候書付別紙申達候間、於頭支配不怠心当時別テ出精之由ニハ相聞候へトモ、猶此上無油断可致修業義専文武ノ道常々相嗜候ハ勿論ノ義ニテ、追々御世話モ有之趣無違異、要ト、夫々頭支配ヨリ不怠候様可致教諭候、要ニ実意精入候義可為専ヨリノ事ニテ、教候者モ致修業候者モ、互ニ実意精入候義可為専諸稽古場近来風儀不宣向モ有之哉ニ相聞、畢竟師弟トモ深切薄キ

八月 別紙 従公儀御諭達相成候ニ付不洩様向々へ無屹度可申達候、

稽古相励候様厚教育可被致候、此段向々へ可被達候

可宣哉存慮申上候」との、海老原宗之丞よりの要請に応えた安田助 0) 制度や軍法の改編、給知高改正により軍事動員人数の確保等、 ようになったことによるが、これらに対応するため、 外交を求める等、外国の圧力が薩摩藩にひしひしと感じられてくる 船が渡来し、また、弘化元年以降琉球へ英・米・仏の船が渡来して は、 重豪の影響から初めて離れ、斉興独自の治世が行われているこの期 の奨励令、矯正令が出されていた重豪期とは異質の状況といえよう。 していることからすれば、薩摩藩独自の必要から文武・芸能・風俗 強化が図られた。併せて、武士の士気振作の方策が講じられた。 このような状況に変化が生じるのは、 この史料は、最後の行に明らかなように、公儀の諭達が中心をな 次の史料は、 文教策としては一種の空白の期間といえるのではなかろうか。 「御軍備ノ儀御手ヲ被付候ハ、 天保八年、 如何様二御仕懸有之 山川へイギリス 薩摩藩では、 軍備

左衛門の上申書である。(4)。

懶惰ノ風ヲ直シ士気ヲ奮発セシムルハ、文武ノ芸ヲ学ハシメ風御家老方御始諸御役場一向ニハメ付候処ヨリ、十ニ八・九ハ御の業御成就相成候、夫ヨリ又格別ニ御配慮被遊トノ御趣意諸士功業御成就相成候、夫ヨリ又格別ニ御配慮被遊トノ御趣意諸士・田地御改正等ニ上様ハ申上ニ不及、此節ノ儀第一上様御ハマリニ被為依候御事ニテ、タトヘテ申上

御挙用有之英雄ノ心ヲ御攬被成度奉存候、御惰ノ風ヲ直シ士気ヲ奮発セシムルハ、文武ノ芸ヲ学ハシメ風懶惰ノ風ヲ直シ士気ヲ實発セシムルハ、文武ノ芸ヲ学ハシメ風

で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、が、で、が、で、が、で、が、で、が、で、が

御掛リ御家老笑左衛門様ハ不及申ニ、外ニ御一人篤実重厚ニシ

干要客字矣、 テ御家柄ノ御方、是ハ第一人望ノ入処、大目附衆是モ人望ノ処

肝要奉存候、

之候モノヲツカテ威愛並行ハルノ場ニ相成可申候、一右之通リ御取扱有之候テ、夫々文武ノ心得有之者ハ御褒美等有

右愚案ノ次第乍恐申上候、以上、

末正月十日

安田助左衛門

右の上申書で安田が指摘することは次のことである。

あったことは注目される。

道の有効性を示し、これに向かわせようとするものであった。により、忠義心を煥発させ、奉公の重要さを示すと共に、文武の芸も重視する姿勢を示し、更に人材の抜擢登用による新たな恩の付与興と、人材の抜擢登用である。これにより、島津家への旧勲功すら二つは、絶家となっているか、零落している勲功の家柄の家の再二つは、絶家となっているか、零落している勲功の家柄の家の再

の混雑を正し、家格に応じた知行高に復させることである。三つは、武士の生活基盤であり、かつ軍役の基盤でもある知行高

人々により実施されるとしても、島津の家柄の重みにより政策を円物を要職に就けるとする。実質的には調所笑左衛門を中心とする四つは、これらの政策の実施に当たっては、家柄のある篤実の人

滑に進めることが意図したものである。

諸改革が積極的に進められた。誇っていることは、この史料の後書により知られ、同年より軍制の誇っていることは、この史料の後書により知られ、同年より軍制のこの安田の上申の内容はことごとく取り上げられたと安田自身

掛を任命し、次のように達した。 内匠、副名代島津豊後、 造、 志津馬、 いたが、十月一日には軍役方を設置し、軍役方名代島津山城・島津 用され、砲術一般は成田正右衛門が「御流儀」の指南に当たった。 義久・義弘の時代の軍法を基本とした合伝流が「御流儀」として採 弘化四年七月以降、 軍法は、薩摩藩でも取り入れられていた甲州流に代わり、 砲術稽古場の新設がなされ、人の配置と物の整備が進められて 同惣頭取海老原宗之丞の首脳部以下、 海岸防備掛・御流儀大砲掛の任命、 軍役方惣奉行調所笑左衛門、 諸書役までの軍役方 同取次二階堂 大砲の鋳 貴久・

仰出

家老中へ

之事候条、 質素節倹を用ひ、 驕奢遊惰之習俗相成、 本意不取失儀肝要二候、 練之振舞も可有之候条、 譲を嗜、律儀を守文武之心得無之候ては、違変之期ニ臨ミ不覚未 向は何程行届候共士気衰弱ニ有之候ては不用立、士之儀は平日礼 兼々奉慕候付、 御旧法ニ基キ致改正候儀、御軍法而已ならす其時分忠厚之風俗 旧冬於国許海岸防禦之儀申付、専大中様・貫明様・松齢様御代之 万一不慮之儀於有之は速ニ出張忠勤を尽シ、家名を不 今般御廟御造営等為取掛候事二候、 分限相応武器等用意致置、 別て歎敷次第二候間、 勿論数百年来太平之化ニ浴し、自ら世 兼て廉節を不闕儀を第一ニ心掛、 外寇隙を伺ひ候砌柄 以来一統相励、 然ハ海防手当 武士之 面々

と可及沙汰候、此旨篤と可申聞候(8)墜様常々可心掛儀専要ニ候、若旧染を不改不埒之所行於有之は屹

れた。 であった。藩の以降の方針は、この両面の質を高めることに向けら に心がけ、忠義・奉公の道に立ち返ることを求めているのである。 設備の面と共に、 薩摩藩武士の抱えている問題の大きさが窺える。したがって、制度・ 遊惰の俗習に染まらせていると指摘し、以後は旧染を改めて、節倹 ての自覚を高めることが大切であるが、長年の太平は武士を驕奢・ 制度・設備が充実しても士気が伴わなければ用に立たないとする。 士気を高めるためには、礼譲・律儀・文武の心得を持ち、武士とし れていることが軍制を旧に復した理由であると先ず述べ、さらに、 具体的内容ではなく、武士の基本的嗜みを強調していることに、 軍役方の設置後、 軍法のみならず、 人の養成、その基礎である文武の修練が藩の課題 武士の軍備状況の点検と実情把握が行われ 貴久・義久・義弘の風俗が今に慕わ

外城での武の振興と士気の向上を図ったのである。外城での武の振興と士気の向上を図ったのである。これの個々人の動きに重ねて、藩は、十月二十八日、吉野原の調練、らの個々人の動きに重ねて、藩は、十月二十八日、吉野原の調練、らの個々人の動きに重ねて、藩は、十月二十八日、吉野原の調練、武術の師範を派遣し、家来に稽古をつけさせた。この鎌田の行動は、武術の師範を派遣し、家来に稽古をつけさせた。この鎌田の行動は、武術の師範を派遣し、家来に稽古をつけさせた。この鎌田の行動は、武術の師範をが改せ、現行所へもり家来を呼び、鹿児島での武術武器の稽古に当たらせ、知行所へもり家来を呼び、鹿児島での武術武器の高まりにより、出行所より、計画付候筋用頼、相良清兵衛殿申談之上相究」と、知行所より、計画付候筋用頼、相良清兵衛殿申談之上相究」と、知行所より、

のであろうか。どのような状況であり、それがどのように変えられようとしていたでは、武と共に、もう一つの武士の養成の基礎である学問の面は、

前者の例として、鎌田正純をあげよう。鎌田家は家格一所持格で

勤め た。 (10) あり、 を歴任し、 高取扱掛、側用人、大目付、 奏者番、 正純は天保三年十六才で詰衆として出仕して以来、 小姓与番頭、 最後は若年寄・御家老名諸事取扱として、実質的家老を 海岸防禦掛・御流儀大砲掛・御軍役掛・給地 若年寄格、家老名前による諸事取扱等 当番頭

きる。それは次の特徴的を持っていた。 あたる時期の、文武両面にわたる学習の様子を詳細に知ることがで 正純の日記は、 天保三年に書き始められているから、丁度二才に

弓術・槍術・砲術は、 通い、講釈の式日には、師が出向いて来ている。武芸の馬術・剣術 釈式日ニて黒田氏御出」とあるように、朝、師と定めた家へ素読に 分野および武芸一般である。「今朝黒田氏へ素読へ差越」・「今日講 師による教授は、学習の初歩の段階の素読・講釈と、より専門的な 学習形態は、師による教授、独習、グループ学習である。 師の家での稽古も式日・式夜を定めて通常なされている。 師の出勤日に合わせて演武館での稽古もする

大学・学蔀通弁・易経・十二朝軍談等である。(11) 子・孟子・唐鑑・小学・伝習録・古今集・詩経・書経・続太平記 正純の読書として頻繁に現れる書物名は、近思録・論語・礼記・孫 五経を繰り返して素読し、それに続いて他の書物を熟読している。 人学習であり、素読・熟読・習字などがある。特に、正純は四書 独習は、師について基礎的教育を受けた後、継続して行われる個

の通りである。 は非常に多い。 家を座元として、 グループ学習は、数名の気の合う仲間による学習であり、一定の 天保九年、 式日・式夜の日取りを決めて開かれる。 正純が書き留めた「式日式夜覚」 その回数 は、 次

> 三八 三七 犬追物

> > 五十 同木馬、 同夜 同

夜馬乗方木馬

十六夜 夜馬乗方同書: 剣術

二六

二六昼、八之夜 古実

二六八

鉄砲

一八夜 会読、 同素読会

四九夜 史読会、二月十四日より会読

七拾夜 史読会

四々夜 会読、二月十四日より

五十昼 素読、七月廿五日より

五々夜 七書読、拾月二十五日より

思録会を拾二相替、 相替候事′」とあるように、調整されることもあった。 迄之式夜ニ相窮置候也」とか、「孫子読式夜五九ニ而候処、四之近 式日等も「会読式夜五七ニ而候へとも、二五八ニ相替、五之日は咄 さらに新たな式日・式夜の企画も立てられることがあり、そのため(3) 武芸までも含んでいるが、毎日何かのグループ学習がなされている。(⑵ 九之唐鑑会を十二相替候ニ付、 孫子会を四九ニ

2 ていることに現れている。その例を次に示そう。 化により、学ぶ必要の生じた分野のものは積極的に取り入れている。 いの上で決められることもある。また、藩の治世上、または世情の変 自主的な学習がなされていることは、新たな企てが自由になされ 学習内容は、自主的に決められたが、時には学習仲間との話合

①先達而伊東主左衛門殿と歌読之式夜企置候ニ付、 候得とも、被帰候由ニ而候、式日は七々ニ極置候事(ほ) 今晚被来之由

②今朝より頴姓織部殿・山沢甚五右衛門殿・諏訪甚左衛門殿素読 之朝ニて候、中村仲右衛門殿ニも被出筈候処不被出候、 会相企、六ツ過より三人共二入来ニ而大学より相始候、 左候て 尤四九

③今朝より五々ニ孫子読之式夜森川孫八郎殿と相企、暮過より入五ツ比被帰候事、座元之儀は互ニ繰廻し筈ニ而候也(エン)

シト月にハチトデリテカゼ、そ、こう、ラブデンデリンデリンで来被致候而四ツ時分被帰候事(※)

し候、鉄砲二篇ため方相習(空)・銀子の場合のでは、 (空)・銀子のでは、 (空)・銀子のでは、 (空)・銀子のでは、 (で)・現のでは、 (で)・現ので)・現のでは、 (で)・現のでは、 (で)・現のでは、 (で)・現ので)・現のでは、 (で)・現のでは、 (で)・現のでは、 (で)・現の

入れることもあったことを次は示す。
した。会読などのテキストの決定にあたっては、仲間の意見を取り右にみるように、必要に応じて式日が定められ、学習活動は展開右にみるように、必要に応じて式日が定められ、学習活動は展開人間外ののでは、今日可参旨承、小野甚五左衛門殿大鐘前より入来ニーの、入置候処、今日可参旨承、小野甚五左衛門殿大鐘前より入来ニーの、のでは、大田の本礼八郎殿を以申の、第2244年では、1922年では、

八ツ半比飯牟礼八郎殿入来、暫相咄被帰候、尤拙者是迄相会候 ニ而皆々申談相究申合置候事(2) は如何可有之哉と申談候処、 知之事ニ候間、座元此方へ相究置、 色々異学之様抔相唱候而は却而終を不能大成、志し有之者ハ不 之通相会取違之儀則相改候段断申置候、左候而是迄座元繰廻二 疎見之所より右通之事ニ而、飯牟礼氏被申処、尤ニ而候間、 而候得共、上方抔へ相掛り、座元繰廻し候而は当世之事ニ而 談いたし候へ共、飯牟礼氏同意無之ニ付、得と相考候処、 近思録講義相断、 外四書五経等熟読いたし度趣意ニ而、 飯牟礼氏至極同意二而、 差支候折は外方へ相頼候儀 又之式夜 昨夜相 本々 拙者

引っ込めたが、これはやはり不都合なことになる恐れが予想されたに決着した。しかし、一旦は飯牟礼の意見に賛成し、自己の考えをたことに対し、飯牟礼が反対し、結局は近思録の会読を続けること近思録之会読に鎌田が反対し、四書五経を熟読することを提案し近思録之会読に鎌田が反対(②)

と、近思録の会読中止を行っているからである。而候得とも取止、亦之時より集儀外書之筋可然と申談其通相替候事」と推察される。大部後のことになるが、「会読之儀は是迄近思録ニ

頼することもなされた。論語読式夜相企、出席相頼考ニ而参候」と、師と頼む人に指導を依衛門殿へ拙者共唐鑑読之式夜並ニ此内より諏訪甚左衛門殿抔取会之のように決められた学習内容は、場合に依っては、「毛利理右

である。

である。

上級士の通常の学習程度は、次の天保十年の史料に明かい意識という条件を身につけた人物の学習活動であるということが的意識という条件を身につけた人物の学習活動であるということが出一般の程度して敷衍することはできない。恵まれた階層、高い目士一般の程度して敷衍することはできない。恵まれた階層、高い目出した。

被相下、一所知行等可被召離との趣ニ而候掛可有之、以来心掛薄二三代も家格相当之御用不相立面々は家格様ニとの御趣意ニて候、尤先祖代より一所之地領来候者は猶更心様ニとの御趣意ニて候、尤先祖代より一所之地領来候者は猶更心家柄之面々心掛薄成長之後は遊芸ニのみふけり御用立者無之候ニ

けるのである。 程度は予想しうるのであり、それによる「風俗の悪化」もまた肯首行させる状況であったのである。恵まれた条件にある武士の多くが行させる状況であったのである。恵まれた条件にある武士の多くが上級士である家柄の面々へ、用に立たない者は家格を下げ、知行上級士である。

では、平士以下の「風俗の悪化」

は、この時期どのように現れて

置候段申聞置候事(26) 「はの木ば、二而帰り二与力・足軽共拙者共通候折不図石をなげ①櫨の木ば、二而帰り二与力・足軽共拙者共通候折不図石をなげ①櫨の木ば、二而帰り二与力・足軽共拙者共通候折不図石をなげ

挨拶入来有之候付、別而為入念旨返答いたし置候也処江行掛候付、其場叱置候処、辺見・岩元ニは右方限之衆故為見夜野月荒田ニ而小二才衆猥り之体ニ而、多人数徘徊いたし候②大鐘過辺見仲太殿・岩元直之進殿一刻入来ニ而候、尤去ル十八

締りに乗り出しつつあったことが窺える。で夜行徘徊の行動にでていることが知られるのであり、藩はその取やし、猥りの振舞いにでる者がいた。特に二才の者は、猥りの風俗な行為にでる者がいること、六組支配下の平士の間で酒食を取りは右にあげた例から、身分格式をわきまえず、上位の者へ対し無礼

うか。では、これらの行動に対し藩はどのような対応をしていたのだろ

ていた。
者のみだけではなく、武士一般への指示として事あるごとに出されがなされたことをあげたが、文武の奨励・風俗の取締りは、家柄の先に天保十年の「仰渡」により、家柄の者への学文・武芸の奨励

『鎌田日記』に次のようにある。

一一咋朔日御家老衆島津壱岐殿より大番頭並ニ我々共月番市田 様申渡候事 との事候付、 申渡右之趣は、此比演武館諸稽古之掛声大守様御休息所江不相 事等セ話いたし候丈之者、 近・桂内記承知之趣有之、支配下少し年丈候二才之内、 不取捨、年輩之不及沙汰出精いたし、士風勢ひ立候様教諭可致 电 清右衛門・大河平彦六・西田次右衛門召出、芍薬之間縁頬ニて 種子島正八郎・野村藤八・児玉助太郎、且島津要人組より永山 御家老方ニも被恐入候仕合ニ付、是より屹と相励 就而は士風衰、 其通い細申達候、 諸稽古事等も取止候半と被為在御沙汰之 川村甚八・税所悦之進・同徳之助・ 勿論武芸迄ニ無之学文之義も同 一住ニ而 郷中之

る。上位の者への不敬の行為が多いことを窺わせ、先に見た鎌田への行為がないようにとの指示であり、横目による取締りを命じてい前の史料は、身分格式に応じた礼儀を守り、上位の者へ対し無礼

多にないような行為ではなかったのである。石を投げつけると云うような、あるいはそれに類似する行為は、滅

るのである。中で、指導的立場にある者を城中へ呼出し、文武の出精を命じてい中で、指導的立場にある者を城中へ呼出し、文武の出精を命じていと心配した斉興が、そのことを家老へ伝えたために、郷中の二才の後の史料は、演武館よりのかけ声が聞こえないことを士風の衰え

また、容貌については、次のようにある。

題目ニ(g32) 容貌の儀は応身分二、夫々年輩相当二髪月代衣服正敷、毎朝未 之御趣意ニ基き、成程致麁服候儀は勿論に而候処、間ニは不頓 内之者共至極相清、武運を祈製作いたし候ものの由候処、 候節之弁も無之、別て不嗜之事ニ候、且古来は本結製作等も家 之儀ニ而就中月代中剃迄剃通し、つかなく候而は甲冑解髪相成 形相応有之候而も結様不頓着之者も有之、第一士は内心ニ強勇 且は身分違へ不粉様可相嗜候処、近代士分之者共髪形少ク、髪 明ニ相仕廻、其上髪結之儀も手髪ニて無之候へハ、分ニおひて 事候間、 美麗過候様成立候而は却て身分違ニも粉敷、 俗以之外成儀二候、乍然容貌之外見飾江戸外方之風儀等ニ相習、 は右之下風も薄相成、旁士道之嗜無之、尤衣服之儀も質素節倹 を含ゞ容貌等乙名敷、律儀相守候こそ当然ニて候処、甚心得違 着之為躰ニて罷居候者も有之、麁暴軽薄を強勇之様心得違之習 差支も可有之候ニ付万端心掛、急速之御用何ニ而も相勤候様、 容貌言語共相応ニ於何国ニも御国風を不失様心掛候儀 御趣意ニも相戻り 、近来

とこそ武士のあるべき姿であるとし、当時、薩摩藩の二才の容貌や内に強勇の心を含み、外見はおとなしい身なりをし、律儀を守るこ

大切であった。 ちないが、それが行き過ぎて、華美に過ぎないよう抑制することもらないが、それが行き過ぎて、華美に過ぎないよう抑制することもとする。薩摩の兵児二才の見苦しい容貌・風儀も好ましいものではないし、また一方、江戸等の藩外の華美な風儀も好ましいものではない「麁暴軽薄を強勇之様心得」るような習俗を厳しく批判する。しか

風俗についての沙汰がなされたことが記されている。風俗沙汰之仰出有之」、嘉永元年「大小身風俗沙汰ニ付仰出」と、弘化三年「御領国中風俗沙汰之義尚又仰出有之」、弘化四年「此節あったのである。したがって、これらについては、『鎌田日記』にも、ま明確にし、それぞれ格式にふさわしい見識を養い、礼儀を身につと明確にし、それぞれ格式にふさわしい見識を養い、礼儀を身につ以上のように、藩主および藩の意向は、士身分の中でも格式の差以上のように、藩主および藩の意向は、士身分の中でも格式の差

た。
意向を躰した者が、いかにそれを藩士へ徹底させるかが重要であっまのを躰した者が、いかにそれを藩士へ徹底させるかが重要であっ出されていることによっても明らかである。藩主および藩の意図・することは困難であったことは、同様な「仰出」・「達」が幕初からしかしながら、藩よりの「仰出」や「達」のみでは、それを実現

る方法で藩の意図・意向の実現を可能にしていた。したがって、組組の状況に目が届くと共に、その中間な立場から、自己の裁量によい。と、番頭―組頭―小組頭という藩の底制組織、支配組織を通して伝と、番頭―組頭―小組頭という藩の統制組織、支配組織を通して伝と、番頭―組頭―小組頭という藩の統制組織、支配組織を通して伝と、番頭―組頭―小組頭という藩の統制組織、支配組織を通して伝

面が大きかったのではないかと考えられる。士へ藩の意図・意向を徹底させる度合は、組頭の力量に左右される

現の努力を窺うことにする。
(33) 鎌田正純の小姓与組頭としての活動を通し、藩の意図・意向の実

ての活動と、独自の裁量によつ活動がある。めの活動は、組頭が共通して行っている活動、云うならば義務としめの活動は、組頭が共通して行っている活動、云うならば義務とし藩の意図する文武奨励、風俗の立て直しと云う目的を実現するた

方」・「仰出」等の伝達等がある。前者には、「角入前髪取見分」・「容貌見分」・「毎朔之御条書弘

で、下級城下士にとっては生活の問題であったからである。元服により諸役所の書役助等の役職に就く資格を得ることになるの見極め、その上で、組頭がそれにふさわしい人物であるかを見極め角入は半元服、前髪取は元服の行事である。実質的には小組頭が

えている。年二回程の割合で行われており、容貌見分けの後、色々の教諭を与年3の見方は二才に対するものであり、鎌田の支配する小与では、

る。

「毎朔之御条書」の制定は、島津光久の時になされた。これには「毎朔之御条書」の制定は、島津光久の時になされた。「鎌田日記」を配頭等は城中で拝聞することになっていたが、一年に一回行われるとの上に確摩藩独自の法令を内容として含んでおり、毎月朔日、

「仰出」等の伝達は、

一今度御発駕前御領国中風俗沙汰之義尚又仰出有之、其上大目付

達、一小組ニ書付一通ツ、相途候事芸相励、追々御用立候様、尤無益之参会等いたす間敷との趣相ツ、宅江御用ニ而召出、質素節倹を心掛、年若之面々は学文武衆列座ニ而我々共承知之趣有之、今四時小与頭一小与より両人

場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候 場助七・染川伊兵衛・永山清右衛門江相達候

わっている。 に負っている面もあり、その意味で、これは次に述べることにも関われている。このような細心の心配りで伝達するのは、鎌田の人柄達されていることが分かり、その伝達に洩れがないように注意が払注つの史料により、藩の「仰出」等が組頭を通して、小組頭へ伝

接触による細かな指示・指導、□学文指導、回郷中活動の点検、で鎌田の独自の活動と見られるものは、回組士や組子弟との頻繁なもよく反映させていると考えられる鎌田の活動を次に見よう。後者は組頭の人柄により差が大きいと考えられる。藩の意向を最

一は次の通りである。

ある。

大鐘過より上井甚蔵殿・飯牟礼八郎入来、四ツ時分迄相咄被帰

候也、

角風俗等宣様方万事心入可有旨、委細ニ達置候也(ユスト)但上井江は当分西田方郷中、過半は拙者支配下ニ而候付、折

得ニ而、五ツ半比迄相咄罷帰候事等相励、追々上様御用ニ罷立候様ニとの意趣巨細申含候処各納而未二才咄ニも出会之衆故、西田方郷中一体之風俗宜学問武芸支外両人暮過より入来、尤正八郎・悦之進ニは拙者組小与頭ニウ晩森山嘉七郎・種子島正八郎・税所悦之進相招、森山氏は差

れる。ではなく、武士の心得等も含めた懇話がなされたであろうと推察さいる。これは時間をかけていることから、上意下達的な形式的ものざわざ招いて、学問武芸の奨励と風俗の取締りについて話し合って郷中の二才咄等にも出席している小組頭の来訪を利用し、又は、わ

口の学文指導は次のようになされた。

西田方二才衆段々来会ニ而候、左候而七ツ過帰家、供川村貞助八ツ後より森川孫八郎殿入来、同道いたし参り、外ニ聴聞人数一今日より桂岩次郎殿宅へ、毛利理右衛門丈相頼講義相初候付、

二 而候事

三の郷中活動の点検は、次の通りである。 を多くはなかったことに、二才共の学文への熱意の程度が窺える。 大館での教育に積極的でない二才にも、本格的な学問の機会を与え 大館での教育に積極的でない二才にも、本格的な学問の機会を与え 大館での教育に積極的でない二才にも、本格的な学問の機会を与え のである。この学習会の中で、鎌田が師と頼む毛利の講義を、 とが、二才共のを加は必ずし とが、二才共の参加は必ずし とが、二才の聴聞を許しているのであり、造 とが、二十の表記のであり、造

一今朝児玉助太郎殿江用向ニ付申遣一刻入来ニ而候事

様、尤星帳江支多面々は別段沙汰いたし置候事被差出候付見届、右助太郎宅座元之由候付折角出精有之候但西田方示現流内稽古星帳月々見届候筋相究、跡月星帳先日

統無油断出精有之候様、其外風俗沙汰等旁巨細申諭置候事尤助太郎殿ニは西田方郷中示現流内稽古星帳持参ニ而候付、一今朝上井甚七殿一刻入来ニ而候、且児玉助太郎殿入来ニ而候、

に関しては、郷中は大きく様変わりしたのである。 郷中の活動の一つの柱になっている剣術の稽古への出席を点検し 郷中の活動は鎌田の独自の裁量による活動は、支配下へ影響を与え たこのような鎌田の独自の裁量による活動は、支配下へ影響を与え である。 このような鎌田の独自の裁量による活動は、支配下へ影響を与え である。 このような鎌田の独自の裁量による活動は、支配下へ影響を与え であり、郷中の活動は鎌田の監視下にあったことが知られるのである。 中の活動は鎌田の監視下にあったことが知られるのである。 中の活動は鎌田の独自の裁量による活動は、支配下へ影響を与え でるを得ない。特に、郷中については、先に述べたような指導によ り大きく影響を受けたことを次は示している剣術の稽古への出席を点検し 郷中の活動の一つの柱になっている剣術の稽古への出席を点検し

これは、鎌田の器量による面も大きいが、これが実現するのは、文

直しを進めるとの方針が改めて確認された。よっている。弘化四年軍役方の設置に伴い、文武奨励・風俗の立て武の奨励・風俗の立て直しという藩の方針が立てられていたことに

而与中之士風俗沙汰等之義共段々被相達趣有之二付、七ツ時分より同道いたし参り候、合客海老原宗之丞殿ニ殿・島津隼人殿追々入来、調所笑左衛門殿草牟田別荘之方江招一八ツ後退出より川上龍衛殿入来、夫より頴姓織部殿・川上式部

知、種々振廻等義有之(45) 上顕等之義も内々取調候様致承左候而緩々相咄候様との事ニ而、士踊等之義も内々取調候様致承出候処、諸士容貌并ニ風俗沙汰之義被為在御沙汰候趣細々致承知、二階堂志津馬より書付到来、頴姓織部殿・川上龍衛殿同道ニて罷八ツより調所笑左衛門殿草牟田別荘へ御用之義有之罷出候様昨日

たものと考えられるのである。 (46)ていたことが分かる。これは、先出の安田助左衛門の上申書を受け話題であったのであり、士気の振興の方策としての士踊も考えられるの史料から、調所の別荘での話合いの中で、士の風俗は重要な

知られる。その意味で、次の史料に注目したい。
立て直しは、造士館教育の改革を含め検討が進められていたことがのである。さらに、この時期には実行には至らなかったが、士風の以上見てきたように、進められつつあり、一定の成果をあげていた。即役上見できたように、進められつつあり、一定の成果をあげていた。軍役上気を高め、外圧に対応する軍制を打ち立てようとしていた。軍役士気を高め、外圧に対応する軍制を打ち立てようとしていた。軍役士気を高め、外圧に対応する軍制を打ち立てようとしていた。軍役

役ニテ教授勤ヲ被仰付、追々勤功ニ依リ御側御用人・御番頭迄造士館教授ハ格別人才御撰、御役格側役次席、尤最初ヨリ御側

御家老出席モ被仰付度候江戸学館之義モ隔日講義聴聞被仰付、番頭・御目付中ニハ勿論、

仰付、中ニハ御家老見分被仰付度候事一江戸御屋敷武館モ格別ニ被召建、毎月御番頭見分御目付出席被

仰付度候事(御国・江戸演武館之義モ尚又実用ニ基キ士気致興張候様御取扱)

或ハ芸能又ハ年長之者ヲ以テ席順トイタシ候様被仰付度候練之席ニ於テハ、寄合以上子弟モ家柄ヲ以テ不相交、或ハ道徳付、最初御国文等ヨリ教方イタシ、仮令造士館出席之者又欠失スけ、最初御国文等ヨリ教方イタシ、仮令造士館出席之者又欠失スリ前ヨリ郷中ト唱来候更ニ尚又文武館被召建、一所持以下之諸以前ヨリ郷中ト唱来候更ニ尚又文武館被召建、一所持以下之諸

諸士之内困究ニテ造士館出席調兼候モノモ有之候付、是迄為御

共へ、右御振替稽古扶持被成下候ハ、、

救諸座重書役助被召入候ヲ、

此節ヨリ造士館出席被仰付、

一涯相励、

第一人才教

る。 とができる。また、郷中でも、文武館設立と、そこでの教育の必要 ている。最後に、困窮士の救済法として諸座の重書役助を止め、 を説いており、そこでは、家格や幼長の序を明確にすることになっ の実用性ということからして、同様の改革を意図したものと云うこ 変化を求めている。これは、江戸における文武館の設立とその内容 右では、 士館に出席する困窮士へ稽古扶持として与えることを提言してい 育之御取扱、尤究士御救之筋モ相貫キ、旁御徳沢ヲ可奉蒙存候(ダ) 造士館の教授以下の待遇を改良すると共にその教育内容の

とができる。 期と斉彬期には断絶性ではなく、その継続性に特徴があるというこ その基本が提示されているとみることができるのであり、 にこのような提案があったことは、少なくともこの分野では、斉興 このように、この史料では、次に述べる斉彬期の諸改革について 斉興晩期

2

- 1 『鹿児島県史料 斉彬公史料』二―四五九。以下本史料引用の注記 は『斉彬公史料』と略記する。
- であるが、編者は文化十年と推定している。以下本史料引用の注記 『鹿児島県史料 島津斉興公史料』一九一。この史料は年次未記載 は、『斉宣・斉興公史料』と、略記する。 此節大御隠居様被遊御下向、御領国中風俗ノ儀付細々被仰出候趣 候テ右之趣家々ニ書留後代ニ至候テモ、聊忘却致間敷旨被仰出候 血判ニテ差出、末々至リ候テモ其頭立候者ヨリ仝断差出候様、 夫々奉承知通候、右付四家並御家老ヲ始一統家督ノ者ヨリ御請書 左

可差出候、此旨向々へ不洩様可申渡候 但血判ノ儀付テハ、追テ何分可申渡候

別紙案文ノ向ヲ以夫々御請書相認血判ノ上、支配頭等へ相付

十月

将監 右近

3 『斉宣・斉興公史料』五〇四―六。

 $\widehat{\underline{4}}$ 『斉宣・斉興公史料』五四七。この史料には若干の疑問が残る。『鎌

田正純日記』によると、弘化三年二月四日の項に、

旧式相済、拾匁筒為打引取 役上村正兵衛・平田直之助出会、左候て吉野原御桟敷之場へ出張 野庄屋役所へ参、小奉行別府十左衛門其外山見廻書役御用人座書 今日は吉野御関狩御旧式ニ付立方被仰付、朝六ツ過より打立、吉

四〇)に次のようにある。 とには問題が残る。また、嘉永三年の史料(『斉彬公史料』 一一一 年は弘化四年であるから、関狩の復興が上申の結果であるとするこ とあり、関狩が旧式の通り行われている。安田の上申が行われた未

手軽御取扱被仰付候旨被仰出候条、 之候、左候テ何篇是迄御流儀砲術(高嶋流トモ唱)調練之以準合、 ツー組ツ、連々繰廻致張行、御軍備調練方行届、御作法致永続候 等難罷出者モ可有之候ニ付、旁別段思召之訳被為在、一往士小踊 通稀ニ致張行、一旦其節限ノ事ニテハ御作法致連続兼、其上旅行 此節士小踊・御関狩興行被仰付候、就テハ士小踊・御関狩共以前 泰平之代振ニ習染、武備心得薄ク成立候テハ、屹度不相済事候処、 是迄興行御差延之所、今形ニテハ御作法不連続可相成、 士小踊・御関狩之儀故三位様 (重豪公) 無御拠思召之訳被為在、 様被仰付候、尤士小踊之儀、於川尻砂揚場等興行被仰付儀モ可有 ハ勿論、御関狩之儀モ御下国之節々、御城下ノ儀ハ、六組ノ内先 難有可奉承知候 殊ニ諸士

本文に引続き、次の記載がある。 取れるのであり、年次の推定に問題があるようである。 右によれば、嘉永三年まで、関狩・士踊が行われなかったとも読み 五月二十三日

5

うかし、これが其通りであるかについては、関狩再興のところで触 御手当向、士踊・御関狩・勲功ノ家筋御取立等ノ儀迄不残、夫々 御取扱被仰付候事 右前条旁ノ次第追々申上置候処、 給知高御改正ハ勿論、 五ケ条ノ

6

貴久・義久・義弘期の軍法は、「御家法」と称されていたが、甲州 うにも思われる。したがって、これに関し斉彬の信奉者である市来 も甚五左衛門殿為ニは甥之続キ、杢右衛門殿ニも無拠続キ合之由候 度迫田甚五左衛門殿存命之内より申承置候付、源助殿・直之助殿ニ 日には「平田杢右衛門殿方へ所持之合伝流兵学之書追々借用いたし の言のみで史実とすることには留保しなければならない。しかし、 実用には適さないと述べたとするのであり、一貫性を欠いているよ 及ヒ門人田原直助・木脇嘉左衛門・岩下新之丞等ニ就テ学フヘシ 後の嘉永五年の記述では、「末川近江ヲ召シテ、洋式砲術研究スへ あるが、斉彬との直接のつながりは明確でない。市来は「御家流」 通りならば、斉興が「御家流」の軍制に関心を持ったことは明かで 冊を御用部屋へ出させたとあり、この旧記は「天正・慶長ノ御先代 五月二十七日に調所が斉興の命をを受け、伊地知季安の旧記六十余 学フハ密ニシテ有志者慨嘆ニ沈ミタリ」という状況にあったのであ なされ、十一月七日には、 式日を定めていたが、さらに『鎌田日記』には、弘化四年五月廿四 正純は、天保十一年よりこの流派の師である池田冲右衛門へ入門し、 合伝流が採用されることとなり、藩士間では関心が高まった。鎌田 云々ヲ親諭セラレシト云」(『斉彬公史料』 一―二二六)と、古式は の推進者が斉彬であると主張するのであるが、斉彬が藩主となった の再採用の推進者は斉彬であるとする。『斉彬公史料』 ——八〇には、 キ旨命セラレシトナム」(『斉宣・斉興公史料』 五四八)と、合伝流 革ノ諸事御委任、調所広郷ニ命セラル、ニ、少将公ノ御指揮受クヘ シト雖時機至ラサリシニ、今回父公ニ親述セラレシニ公御同感、改 る。市来広貫は、「斉彬公ハ御家法御回復ノ尊慮積年ノ御志望ナリ 流と名付け再興した。そして、合伝流の採用を求め、他流を激しく を基本とし、中国の兵法や、日本古来の軍制を加味した軍法を合伝 流の採用によりその流派は絶えた。文化期に、徳田邕興は「御家法」 れたように、事実関係については更に検討の必要がある。 ノ御軍制ニ関ル書類ナリト云フ」と市来は注記している。この注記 判したために忌諱に触れ、流罪に処せられ、その後は「御家法ヲ 右三人相招龍円備綱伝巻今晩借用いたし候」と、兵書の借用が 或ハ古式ノ実用ニ適セサル旨親諭セラレ、成田正右衛門父子 川崎四郎左衛門が招待されている。

二式夜相究候」と、合伝流入門のためであった。人ニ候間、右指南等受度旨申入候処受合ニ而、一ヶ月六度一六之日の招待は「四郎左衛門殿ニは合伝流兵学亡池田仲太郎老より皆伝之

7

野原にて、御流儀砲術調練を家老見分け。

野原にて、御流儀砲術調練を家老見分け。

野原にて、御流儀砲術調練を家老見分け。

野原にて、御流儀砲術調練を家老見分け。

入門有之」とあることに、その一端が窺えよう。 、門有之」とあることに、その一端が窺えよう。 、「於出水并ニ近郷且菱刈七ケ郷之人数凡三千人程御流儀へ御らず外城士まで広がっている。嘉永元年十月二日付の『鎌田日記』候」(『斉宣・斉興公史料』五六一)との指示に従い、城下士のみな被仰出候付テハ、組中之面々一統御趣意之程汲受屹ト励合可致出精以思召被召建御城下諸郷迄モ追々御入門被仰付、殊更御備組惣鉄砲以思召被召建御城下諸郷迄モ追々御入門被仰付、殊更御備組惣鉄砲入門者は「御流儀砲術之儀ハ、海岸御手当向肝要之事柄二付、深入門者は「御流儀砲術之儀ハ、海岸御手当向肝要之事柄二付、深

- (9) 『鹿児島県史料 鎌田正純日記 三』嘉永元年正月元日。以下、本録』と略記する。 (8) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録 八』一五三。以下、本史料引用は『追
- 史料引用の注記は『鎌田日記』と略記する。(9) 『鹿児島県史料 鎌田正純日記 三』嘉永元年正月元日。以下、
- 芳即正『鎌田日記 一』解題。
- 四本健光『鎌田日記 二』解題。

 $\widehat{11}$ $\widehat{10}$

で大学・論語・易経・詩経・春秋・礼記・近思録であり、左伝・靖読・会読に多く利用された書物は、孟子・中庸・小学・書経、つい席したのは、会読、素読、史読会、剣術、犬追物である。また、素1)『鎌田日記 一』。天保九年の式日・式夜の内、最も熱心に正純が出

30 29 28

献遺言も用いられた。

- 13 一』天保八年四月二十九日。
- 14 『鎌田日記 一』天保十年五月十四日。
- あったようである。天保九年十月二十四日条には「島津新一郎殿入来ニ 式日・式夜の多さと、新たな式日の設定などにより式日を忘れることも 記殿ニも御入来為被成事ニ而、此方ニ而は読方相続兼候様有之候ニ付、 而今晩は集義外書読方相企置候式夜ニ而候処、拙者ニは毛頭取忘居、内 村田源右衛門殿宅ニ而読方被成度申候処村田之様被参候也」とある。

34

- 鎌田日記 一』天保六年五月二十七日。
- **鎌田日記** 』天保八年正月二十四日。
- **鎌田日記** 天保九年十月二十五日。
- 二』天保十一年六月二十三日。
- 一』天保十年十一月六日。
- はいないから、会読自体の問題ではなく、むしろ近思録が文化朋党 ろうか。会読の座元を繰廻すことが、なにか良からぬことを企てい 事件に連座した者の愛読書であったことと関係しているのではなか しい目が向けられていた時もあったが、それ以後も会読を中止して げていることだけではなかったのではなかろうか。天保八年の日記 鎌田が近思録に反対した理由ははっきりしない。単に理由としてあ ると見られるような空気が当時有ったことが窺え、近思録の会読に 今晩より取止之筈ニ候事」(四月二十二日)とあり、会読自体に厳 に、「会読之儀は色々と世評も有之候ニ付、先暫は取止之筋ニ申合、
- 20 19 18 17 16
 - 『鎌田日記 **鎌田日記** 』天保十年四月十三日。

- より | 異学之様抔唱 」 える集団とみられることを恐れたのであろう。 『鎌田日記 二』 天保十二年閏一月晦日。
- **鎌田日記** 「鎌田日記 天保十二年二月廿六日。 天保十年十月十六日。

鎌田日記

二』天保十一年十月五日。

「鎌田日記 天保十五年八月廿二日。

47

27 26 25 $\widehat{24}$

- 『鎌田日記 **鎌田日記** 弘化二年正月七日。 天保十五年十二月晦日。
- **鎌田日記** 『鎌田日記 弘化二年六月十三日。 弘化二年七月三日。

- 35
- 『鎌田日記 三』嘉永元年七月十日。

37

36

- 『鎌田日記
- 38
- 40 『鎌田日記
- <u>42</u> $\widehat{41}$ 『鎌田日記 三』弘化四年十月廿四日。
- 郷中全体にわたり鎌田は関係していた様子が次により窺える。 子島正八郎・和田六郎殿・永山清右衛門殿・和田中之丞殿・税所 西田方郷中一件二付申達儀有之、二才衆へ被参候様申知候処、
- 43 鎌田日記 三』弘化五年正月廿四日。
- $\widehat{44}$ 『鎌田日記 三』弘化四年十月廿日。
- 『鎌田日記 三』弘化五年正月十二日。

45

- とはまちがいない。市来の説では、事件の後の対応策として士踊を 興したとするが、本文によれば、朋党事件前に話し合われていたこ 考えていたとすることになるが、果たしてこれは正しいのだろうか。 士踊については、市来広貫はが嘉永朋党事件批判をかわすために再 考察の要があろう。
- ずに、試案的に論ずることにする。 証して利用しなければならないと考えつつも、ここでは誤謬を恐れ 史料は入っていない。その意味で問題のある史料である。さらに考 ている。六六二は鎌田正純の日記抄であるが、日記の本文にはこの 『斉宣・斉興公史料』六六二。この史料は、嘉永二年の部分に入っ

- 32 33 八』一三五一一。
- 時には、小与八番より十一番の支配頭であったが、鎌田の住居の近 鎌田正純は天保十三年八月、奏者番より同役を兼務のまま一番小姓 くの小与支配を希望して支配替えとなった。 与番頭に役替えとなり、小与一番より三番の支配頭を勤めた。任命
- 六組支配下の平士の取締りは組頭の権限下にあり、特に大多数を占 める小姓組を束ねる小姓組々頭の責任は大である。組頭の権限は宝 風俗・行動の善導に責任を負っていた。 永期の六組体制の改編と同時に大幅に拡大され、 組士および子弟の
- 『鎌田日記 二』弘化三年二月十日。
- 『鎌田日記 二』天保十三年九月十七日。
- 二』天保十三年十二月三日。
- 39 『鎌田日記 二』弘化元年七月廿六日。
- 二』弘化三年八月八日。
- 悦之進殿入来二付、細々申含候